

第83回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会における新型コロナウイルス感染防止に 向けた対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、下記のとおりご案 内申し上げますと共に、皆様のご理解ならびにご協力をお願い 申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・感染拡大防止のため、会場内のレイアウトは、座席の間隔を 拡げることから、ご用意できる席数が少なくなる予定です。 そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合が ございます。
- ・ご来場の株主様には手指消毒、マスク着用および検温をご依頼する予定です。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。海外から帰国されてから7日間が経過していない方も同様ですので、受付でお申し出下さい。

<当社の対応>

- ・会場受付付近には、株主様のためのアルコール消毒液を配備 いたします。
- ・本会場のスタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク 着用で対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は時間を短縮して行う予定です。
- ・社内ツアーは開催いたしません。

その他、株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイトでご案内させていただきます。



https://www.disco.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html

開催日時 2022年 6 月 29日 (水曜日) 午前 10時 (受付開始 午前 9 時)

場所 株式会社ディスコ

本社・R&Dセンター

(東京都大田区大森北二丁目13番11号)

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
笙3号議室	取締役10名選任の作

1 次

■ 第83 凹 正 時 休 土 総 云 指 集 こ 連 知	I
■株主総会参考書類	5
■事業報告	32
■連結計算書類	52
■計算書類	54
■監査報告	56

株式会社ディスコ

証券コード:6146

株 主 各 位

東京都大田区大森北二丁目13番11号

株式会社ディスコ

代表取締役社長 関 家 一 馬

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を次頁のとおり開催いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日) 午後5時45分までに到着するようご返送下さい。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2022年6月28日(火曜日)午後5時45分までに議案に対する替否をご入力下さい。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による 議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日 (水曜日) **午前10時** (受付開始 午前9時)

2. 場 所 東京都大田区大森北二丁目13番11号

株式会社ディスコ 本社・R & Dセンター

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図|をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第83期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計 算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件
- 2. 第83期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

以上

- ◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.disco.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - 1. 新株予約権等に関する事項
 - 2. 業務の適正を確保するための体制
 - 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - 4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - 5. 財務報告に係る内部統制に関する基本方針
 - 6. 連結株主資本等変動計算書
 - 7. 連結計算書類の連結注記表
 - 8. 株主資本等変動計算書
 - 9. 計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、修正後の内容を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出 ください。(ご捺印は不要です。) なお、当日総会にご出席の際は、お手 数ながら資源節約のため本招集ご通知 をお持ちください。

日時

2022年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示のうえ、切手 を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日) 午後5時45分到着分まで



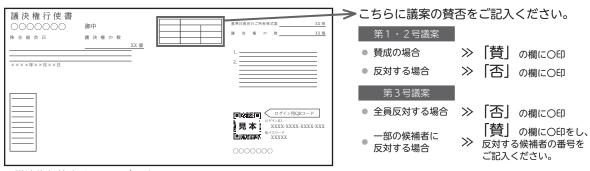
インターネット等で 議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否 をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日) 午後5時45分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

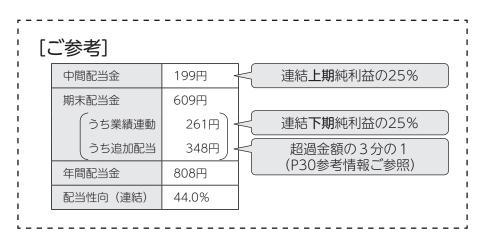
第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項および その総額	当社普通株式 1 株につき金 609 円 総額21,979,285,629円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

<基本方針>

配当につきましては、業績に連動した配当政策とし、「連結半期純利益の25%」としております。 ただし、利益水準にかかわらず、安定配当として半期10円(年20円)の配当金を維持いたします。 また、年度末時点で、赤字の場合を除き、現預金残高が予定必要資金額を超過した場合は、追加配当 として余剰資金の3分の1を目処に上乗せすることを基本方針としております。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 指名委員会等設置会社への移行

当社は、執行による適正かつ迅速な意思決定と取締役会による監督機能の強化を図るために、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに執行役に係る規定の新設、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役等の責任免除

取締役および執行役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の 決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨および業務執行取締 役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変 更案第32条(取締役等の責任免除)を新設するものであります。

なお、変更案第32条(取締役等の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう現行定款第36条(期末配当金)および第37条(中間配当金)を変更するものであります。

(4) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を 新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、 書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定め る範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置 等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削 除するものであります。

- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。 なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (5) その他 上記変更に伴い、章数および条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下級部分は変更固所を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条~第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、	第4条 当会社は、 <u>指名委員会等設置会社として、</u>
次の機関を置く。	株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>指名委員会、報酬委員会および監査委員</u>
(a) F(-t-/0.4	<u>\$</u>
(3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
第6条~第11条 (条文省略)	第6条〜第11条 (現行どおり)
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第12条~第13条 (条文省略)	第12条~第13条 (現行どおり)
(<u>招集者</u> および議長)	(<u>招集権者</u> および議長)
第14条 株主総会は取締役社長が招集し議長とな	第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた
<u> </u>	取締役がこれを招集する。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の	2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が
取締役がこれにあたる。	定めた取締役がこれにあたる。当該取締役 に事故があるときは、あらかじめ取締役会
- Delina 17/2 C-1 01-02/5 C 00	が定めた順序に従い、他の取締役が招集
	し、議長となる。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな	(削 除)
<u>し提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連	
結計算書類に記載または表示をすべき事項	
に係る情報を、法務省令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開示	
することにより、株主に対して提供したも	
のとみなすことができる。	
	(電子提供措置等)
(新 設)	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、
	電子提供措置をとるものとする。
(新 設)	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部に
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請
	<u>求した株主に対して交付する書面に記載し</u> ないことができる。
 第16条	第16条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第17条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人	第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主
として議決権を行使することができる。こ	1名を代理人として議決権を行使すること
の場合には、 <u>総会毎</u> に代理権を証明する書	ができる。この場合には、 <u>株主総会ごと</u> に
面を提出しなければならない。	代理権を証明する書面を提出しなければな
	らない。
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
第18条~第19条 (条文省略)	第18条〜第19条 (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了す
る事業年度のうち最終のものに関する定時	る事業年度のうち最終のものに関する定時
株主総会終結の時に終了する。	株主総会終結の時に終了する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

現行定款	変更繁
(役付取締役)	(削 除)
第21条 取締役会は、その決議によって取締役社長	
1名を選定し、また必要に応じ、取締役会	
長、取締役副会長、取締役副社長、専務取	
締役、常務取締役各若干名を選定すること	
<u>ができる。</u>	
	(削 除)
第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役	
<u>を選定する。</u>	
(<u>取締役会の招集者</u> および議長)	(<u>招集権者</u> および議長)
第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合	第 <u>21</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合
を除き、取締役社長が招集し、議長となる。	を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>
	<u>がこれを招集する。</u>
2. 代表取締役である取締役会長(以下、「代	(削 除)
表取締役会長」という。)を置いた場合に	
は、前項の規定にかかわらず、代表取締役	
会長が招集し、議長となる。ただし、代表	
取締役会長に事故があるときは、この限り	
<u>ではない。</u>	
3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会	2. 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会が
<u>においてあらかじめ</u> 定めた順序に従い、他	定めた取締役がこれにあたる。当該取締役
の取締役が招集し、議長となる。	に事故があるときは、 <u>あらかじめ取締役会</u>
	で定めた順序に従い、他の取締役が招集
	し、議長となる。

(招集手続)

- 第24条 取締役会を招集するときは、各取締役<u>および監査役</u>に対し、会日から4日前に、その通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

(招集手続)

- 第<u>22</u>条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日から<u>3</u>日前に、その通知を発する。<u>ただし</u>、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変 更 案
(決 議) 第 <u>25</u> 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	(決 議) 第 <u>23</u> 条 (現行どおり)
2. 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新 設)	(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項については、法令ま たは本定款のほか、取締役会において定め る取締役会規程による。
	(削 除)
第五章 監査役および監査役会	(削 除)
_(員数および選任方法) 第27条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会 で選任する。	(削 除)
2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもって行う。	(削 除)
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に 基づき、法令に定める監査役の員数を欠く こととなる場合に備えて、株主総会におい て補欠監査役を選任することができる。	(削 除)

現行定款	変	更 案
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力	(削	除)
を有する期間は、当該決議後4年以内に終		
<u>了する事業年度のうち最終のものに関する</u>		
定時株主総会の開始の時までとする。		
<u>(任 期)</u>	(削	除)
第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す		
る事業年度のうち最終のものに関する定時		
株主総会の終結の時までとする。		
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	(削	除)
て選任された監査役の任期は、退任した監		
査役の任期の満了する時までとする。		
ただし、前条第3項により選任された補欠		
監査役が監査役に就任した場合は、当該補		
欠監査役としての選任後4年以内に終了す		
る事業年度のうち最終のものに関する定時		
株主総会の終結の時を超えることができな		
<u>いものとする。</u>		
(常勤監査役)	(削	除)
第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査		
役を選定する。		
(招集手続)	(削	除)
第30条 監査役会を招集するときは、各監査役に対		
し、会日から4日前に、その通知を発する。		
但し、緊急に招集の必要あるときは、この		
期間を短縮することができる。		
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手	(削	除)
続きを経ないで監査役会を開催することが		
<u>できる。</u>		
(決 議)	(削	除)
第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあ		
る場合を除き監査役の過半数で行う。		
(報酬等)	(削	除)
第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ		
<u>て定める。</u>		

現行	定款	変 更 案
(新	設)	第五章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会
(新	設)	(各委員の選定方法) 第25条 指名委員会、報酬委員会および監査委員会 の委員は、取締役の中から取締役会の決議 によって選定する。
(新	設)	2. 各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。
(新	殼)	(各委員会規程) 第26条 各委員会に関する事項については、法令、 本定款、取締役会規程のほか、取締役会に おいて定める各委員会規程による。
(新	殼)	第六章 執行役
(新	設)	(選 <u>任)</u> 第27条 執行役は、取締役会の決議によって選任す る。
(新	売 分)	(任 期) 第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結後、最初に招集される取締 役会の終結の時までとする。
(新	訟	(代表執行役および役付執行役) 第29条 取締役会の決議によって、執行役の中から 代表執行役を選定する。
(新	<u>ē</u> X)	2. 取締役会の決議によって、執行役の中から 執行役社長 1 名を選定し、また必要に応 じ、役付執行役を選定することができる。
第 <u>六</u> 章 会詞	計監査人	第七章 会計監査人
第 <u>33</u> 条~第 <u>34</u> 条 (条文省		第 <u>30</u> 条~第 <u>31</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
(新 設)	第八章 責任免除
(新 設)	(取締役等の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、取締役(取締役であった者を含む。) および執行役(執行役であった者を含む。) の同法第423条第1項の損害賠償 責任について、当該取締役および執行役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、免除することができる。
	より、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
第七章 計 算	第九章 計 算
第 <u>35条</u> (条文省略)	第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(期末配当金) 第36条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し、 金銭による剰余金の配当(以下、「期末配 当金」という。)を支払う。	(削 除)
(中間配当金) 第37条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録 された株主または登録株式質権者に対し、 会社法第454条第5項に定める剰余金の配 当(以下、「中間配当金」という。)をす ることができる。	(削 除)

現行定款	変 更 案
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条 第1項各号に定める事項については、法令 に別段の定めのある場合を除き、取締役会 の決議によって定めることができる。
(新 設)	_(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。
(新 設)	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30 日とする。
(期末配当金等の除斥期間) 第38条 期末配当金および中間配当金が、支払開始 の日から満3年を経過しても受領されない ときは、当会社はその支払義務を免れるも のとする。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利 息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 未払いの配当財産には利息をつけないものとする。
(新 設)	附則
(新 設)	1. 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
(新 設)	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
(新 設)	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役10名選仟の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名 委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役(5名)および監査役(4名)の全員が 本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役7名を含む取締 役10名の選仟をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

再任

生年月日:1966年2月14日 別:男性

- ▶ 所有する当社の株式数 700.000株

▶取締役会出席状況 100% (13回/13回)

▶重要な兼職の状況 株式会社ディスコマニュファクチャリング

代表取締役社長

●略歴、当社における地位および担当

1989年 7 月 当社入社

1994年 4 月 当社 P S 事業部技術開発部長

1995年 6 月 当社取締役 P S 事業部副事業部長

1998年 7 月 当社 P S カンパニーバイスプレジデント

2002年7月 当社常務取締役

2003年4月 当社PSカンパニープレジデント

2009年4月 当社代表取締役社長兼技術開発本部長

(現任)

●取締役候補者とした理由

当社における技術開発の知見と事業全般に関する深い知識および豊富なアイデアを持ち、今後も強いリーダ ーシップを発揮し続けてもらうことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

また、新体制においては、指名委員および報酬委員として当社の取締役・執行役の人事および役員報酬制度 等の決定について当社執行側を代表する立場として関与する予定です。

再任

よしなが

のぼる 晃

- ▶取締役会出席状況
- ▶所有する当社の株式数
- ▶重要な兼職の状況

生年月日:1957年8月23日

別:男性

100% (130/130)

3.100株

DISCO HI-TEC AMERICA, INC. 代表取締

役会長

DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD

代表取締役会長

DISCO HI-TEC CHINA CO..LTD.董事長 DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.董事長 DISCO HI-TEC KOREA Corporation代表 取締役

●略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月 当社入社

2004年7月 当社PSカンパニー海外統括部長

当社執行役員PSカンパニー海外営業部長 2006年7月

2011年 6 月 当社常務執行役員営業本部長兼サービス

部長

2015年 6 月 当社専務執行役員営業本部長兼海外

営業部長

2017年8月 当社営業本部カスタマーエンジニアリング 部長 (現任)

当社専務取締役営業本部長 (現任) 2019年6月

2021年6月 当社海外営業部長(現任)

●取締役候補者とした理由

主に海外経験を積んだ後、海外営業部門および海外子会社の責任者を長年務め、変化の激しい市場において 営業分野から当社の成長と発展に貢献しております。幅広い顧客との人脈と豊富な経験を経営に活かしても らうため、取締役候補者といたしました。

再任

たむら たかお

生年月日:1955年9月16日 性 別:男性

▶取締役会出席状況 100% (13 0 / 13 0)

▶所有する当社の株式数 1,000株

▶重要な兼職の状況 なし

●略歴、当社における地位および担当

1977年 4 月 当社入社 2002年8月 当社サポート本部経理部長 1995年 6 月 当社取締役 2011年6月 当社常務取締役(現任) 1997年 7 月 当社サポート本部長代行兼総務部長 2011年9月 当社サポート本部人財部長 1999年 4 月 当社サポート本部長(現任) 2018年1月 当社サポート本部総務部長

●取締役候補者とした理由

海外現地法人の立ち上げなどの海外経験を積んだ後、当社の管理部門を統括する責任者を務めるとともに、国内外の 子会社を監督しております。その経験の幅広さと知識を経営に活かしてもらうため、取締役候補者といたしました。

再任

社 外

独立

いなさき

いちろう

生年月日:1941年4月3日 性 別:男性

▶所有する当社の株式数

一株

▶重要な兼職の状況

▶取締役会出席状況

株式会社ソディック社外取締役

●略歴、当社における地位および担当

1984年 4 月 慶應義塾大学理工学部教授

1998年3月 米国カリフォルニア大学バークレイ

校客員教授

2001年5月 慶應義塾大学理工学部長

同大学大学院理工学研究科委員長

2007年 4 月 慶應義塾大学名誉教授

中部大学教授同大学総合工学研究所所長

2011年4月 学校法人中部大学学監

2011年6月 中部大学中部高等学術研究所所長

2012年 3 月 三菱鉛筆株式会社社外監査役

2012年 4 月 中部大学特任教授

2013年6月 当社社外取締役 (現任)

2015年 4 月 学校法人中部大学理事

2018年3月 株式会社ソディック社外取締役 (現任)

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

当社の事業分野における専門知識を有しており、事業内容を深く理解されていることから、その高い見識を 当社の事業強化に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、社外役員とな ること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、選任後は当社の社外 取締役として、経営における客観的かつ専門的な視点で適切かつ有益な提言および助言をしていただくこと を期待しております。

なお、新体制においては、指名委員会および報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定等や役員報 酬制度等の決定についても客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

5

再任

社 外

たむら

しんいち **光**

生年月日:1944年3月30日

性 別:男性

▶取締役会出席状況

100% (13 0 / 13 0)

独立

一株

▶所有する当社の株式数

▶重要な兼職の状況 株式会社NBL研究所取締役所長

●略歴、当社における地位および担当

1988年10月 大阪大学医学部附属バイオメディカ

2010年8月 株式会社NBL研究所取締役所長 (現任)

ル教育研究センター教授 2007年 4 月 大阪大学名誉教授 同大学臨床医工学

2015年6月 当社社外取締役(現任)

融合研究教育センター招へい教授

2007年 4 月 エヌビイエル株式会社取締役技術研究所長

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

当社の製品に関わる技術分野において高い学術知識を有しており、当社製品の製造技術を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただくためであります。また、同氏は、企業経営者としての経験も有していることから、社外取締役候補者といたしました。選任後は当社の社外取締役として、経営における客観的かつ専門的な視点で適切かつ有益な提言および助言をしていただくことを期待しております。

なお、新体制においては、指名委員および報酬委員として当社の役員候補者の選定等の決定についても客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

新任

独立

みまた

つとむ

生年月日:1944年6月14日

別:男性

▶取締役会出席状況

100% (130/130)

(監査役として)

▶所有する当社の株式数 一株

▶重要な兼職の状況 なし

●略歴、当社における地位および担当

1963年 4 月 株式会社日立製作所入社

1989年 2 月 日立東京エレクトロニクス株式会社出向

1993年 2 月 同社入社

1999年 2 月 同社退職

1999年 3 月 株式会社新川入社

2001年6月 同社取締役

2004年6月 同社常務取締役

2008年6月 同社常務取締役退任

2008年6月 同社顧問

2009年6月 当社常勤社外監查役(現任)

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

大手半導体メーカにおいて技術者として製造装置開発およびプロセス開発に従事し、その後、半導体パッケ ージング装置メーカである株式会社新川において役員を務められました。同氏は技術に関する深い見識と経 営者としての経験の両方を兼ね備えられた経営人財として希有な存在であることから、社外取締役候補者と いたしました。

同氏は、半導体製造プロセスのうち、株式会社日立製作所においてダイシング工程を含む生産ラインの開発 と実用化に携わり、当社の主力製品であるダイシング装置を熟知されております。さらに株式会社新川にお いてはダイボンディング工程、ワイヤーボンディング工程の装置開発のみならず装置、製造・販売および購 買の知見を深められました。これらの幅広い見識を基に当社の取締役会・経営会議において、R&Dの方向性 や技術マネジメントに関し、独立的および客観的な視点から指摘・助言される等、当社が期待する役割を十 分に果たしております。また、社外役員全員で構成する代表取締役評価委員会の委員長に就任しており、社外 役員の取りまとめ役としても貢献いただいており、選任後は、引き続き経営全般に対する監督と有効な助言 をしていただくことを期待しております。

なお、新体制においては、監査委員会の委員長および常勤の監査委員として執行役および取締役の職務執行 の監査や会計監査人の決定についても関与いただく予定であり、さらに社外取締役全員で構成し、横断的に 代表執行役の業務執行について評価する代表執行役評価委員会(現代表取締役評価委員会)の委員長に就任 いただく予定です。

新任

独立

ただお たかやなぎ

生年月日:1952年3月28日

別:男性

▶取締役会出席状況

100% (13 @ / 13 @)

(監査役として)

▶所有する当社の株式数

▶重要な兼職の状況 なし

一株

●略歴、当社における地位および担当

1974年 4 月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱

UFJ銀行)入行

2005年 7 月 株式会社錢高組執行役員営業部長

1979年10月 同行退職

2007年 3 月 同社退職

2005年 7 月 同行退職

外務省入省

1980年2月 在ベネズエラ日本大使館

1982年 8 月 外務省退職

2007年6月 当社常勤社外監査役(現任)

株式会社三和銀行(現株式会社三菱

UFJ銀行)入行

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

永年にわたり金融業界にて活動され、財務・会計および法務に関する高い見識を有しております。金融業界 においては、チリ、ポルトガル、イギリス、スペイン、中国と数多くの海外拠点において、投資銀行業務や シンジケートローン組成、支店の開設等に従事され、さらに、在ベネズエラ日本大使館における勤務の経験 等より、金融の見識のみならず、グローバルな商慣習やカントリーリスク等にも精通されていることから、 社外取締役候補者といたしました。 上記の経験から、取締役会・経営会議における指摘や意見に加え、海外 拠点長会議においても、海外拠点長に対し、中南米諸国におけるカントリーリスクおよび商慣習上のリスク について、独立的および客観的な視点から指摘・助言をいただく等、当社が期待する役割を十分に果たして おり、選任後は、引き続き経営全般に対する監督と有効な助言をしていただくことを期待しております。 また、新体制においては、常勤の監査委員として執行役および取締役の職務執行の監査や会計監査人の決定 についても関与いただく予定です。

8

新任

独立

やまぐち

ゆうせい

生年月日:1948年1月10日 別:男性

▶取締役会出席状況 (監査役として)

100% (130/130)

一株

▶所有する当社の株式数 ▶重要な兼職の状況

新日本建設株式会社社外取締役

●略歴、当社における地位および担当

1971年 4 月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱

UFJ銀行)入行

1999年6月 同行執行役員

2002年 5 月 株式会社UFJ銀行(現株式会社三

菱UFJ銀行) 常務執行役員

2003年6月 同行常務執行役員退任

2003年6月 藤和不動産株式会社(現三菱地所レジ

デンス株式会社) 代表取締役副社長

2009年6月 ユニチカ株式会社代表取締役専務執

行役員

2015年6月 当社社外監査役 (現任)

2015年6月 新日本建設株式会社社外取締役(現任)

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有しております。 また、上場企業2社において代表取締役を務める等、永年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識 を有していることから、社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き経営全般に対する監督と有 効な助言をしていただくことを期待しております。

また、新体制においては、監査委員として執行役および取締役の職務執行の監査や会計監査人の決定につい ても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

新任

独立

ときまる かずよし

生年月日:1959年3月28日

別:男性

▶取締役会出席状況

100% (130/130)

(監査役として)

▶ 所有する当社の株式数 一株

▶重要な兼職の状況 なし

●略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月 住友信託銀行株式会社(現三井住友

2015年 4 月 同社執行役員内部監査部長兼三井住 友トラスト・ホールディングス株式

信託銀行株式会社)入社 2006年6月 同社リテール営業開発部長

会社執行役員内部監査部長

2008年2月 同計資産金融部長

2015年6月 ミネベア株式会社(現ミネベアミツミ

2009年5月 同社コンプライアンス統括部長

株式会社) 常勤社外監查役 2019年6月 当社社外監查役 (現任)

2011年 4 月 同社業務監査部長兼三井住友トラス ト・ホールディングス株式会社内部

監査部長

2012年 4 月 三井住友信託銀行株式会社内部監査

部長兼三井住友トラスト・ホールデ ィングス株式会社内部監査部長

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

金融および法務関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有して いることから、社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き経営全般に対する監督と有効な助言 をしていただくことを期待しております。

また、新体制においては、監査委員として執行役および取締役の職務執行の監査や会計監査人の決定につい ても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

10

新任

き

のりこ

生年月日:1958年5月25日

別:女性

独立

▶取締役会出席状況

▶所有する当社の株式数 一株

▶重要な兼職の状況 アルプスアルパイン株式会社社外取締役

●略歴、当社における地位および担当

1982年 4 月 チェース・マンハッタン銀行(現JP)

モルガン・チェース銀行)入社

1988年 4 月 モルガン・スタンレー証券会社 (現

株式会社)入社 同社株式調査部

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

2001年12月 同社マネージング・ディレクター 2004年10月 同社投資銀行本部シニアアドバイザ

2020年6月 アルプスアルパイン株式会社社外取

締役 (現任)

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

証券アナリストとして永年にわたり当社が属する半導体製造装置業界および当社の顧客が属する精密機器業 界を担当され、豊富な業界知識、それに基づく多角的に企業を分析する高い見識を有していることから、社 外取締役候補者といたしました。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された 経験はありませんが、選任後は当社の社外取締役として、経営における客観的かつ専門的な視点で適切かつ 有益な提言および助言をしていただくことを期待しております。

なお、新体制においては、監査委員として執行役および取締役の職務執行の監査や会計監査人の決定につい ても、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 稲崎 一郎氏、田村 進一氏、巳亦 力氏、髙柳 忠雄氏、山口 裕正氏、時丸 和好氏および隠樹 紀子氏 は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 稲﨑 一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
 - 4. 田村 進一氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 - 5. 巳亦 力氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。
 - 6. 髙柳 忠雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
 - 7. 山口 裕正氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 - 8. 時丸 和好氏は、現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 9. 稲崎 一郎氏、田村 進一氏、巳亦 力氏、髙柳 忠雄氏、山口 裕正氏および時丸 和好氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任または選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。 また、隠樹 紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 - 10. 当社は、第2号議案および本議案が承認された場合は、非業務執行取締役である稲崎 一郎氏、田村 進一氏、巳亦 力氏、髙柳 忠雄氏、山口 裕正氏、時丸 和好氏および隠樹 紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
 - 11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告(P42)に記載のとおりであります。各取締役候補者の再任また選任が承認されますと、各取締役は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考 取締役候補者である候補者番号6番 巳亦 力氏の独立性に関する補足説明)

巳亦 カ氏(以下「巳亦氏」)は、常勤社外監査役として13年間、当社のガバナンス強化に貢献いただいております。

下記の活動実績からも、直近も巳亦氏は独立的および客観的な視点から取締役の業務執行状況について指摘等を行い、監査の実効性確保のために期待される役割を果たしております。また、指名委員会等設置会社への移行後は、監査委員会の監査の範囲は、適法性監査に加え適正性監査にまで及ぶため、巳亦氏の高い見識・経験が不可欠と考えております。

■巳亦氏の主な活動実績

2018年 代表取締役評価委員会設置

社外取締役の全員および社外監査役の全員を委員として構成し、代表取締役の業務執行状況について評価をする代表取締役評価委員会のコアメンバーとして同委員会の設置に携わり、同委員会の機能や代表取締役の評価方法の立案、これらの客観性・透明性を高めるための規程の制定等を主体的に行いました。また、初代委員長に就任いたしました。

2019年 取締役会における主な発言

技術開発状況報告の際に、同氏より「もう少し積極的な新技術に取り組む必要はないか」との発言をいただきました。これにより、研究開発に関して代表取締役および業務執行取締役の認識と社外取締役・社外監査役の認識に差異があるということが分かりました。これを受けて、社外取締役・社外監査役が、毎月、技術研究開発の状況に関する説明を受け、さらに直接開発現場に赴き、エンジニアとの直接の対話を通じて取締役の業務執行の状況を確認する技術視察会を開催することにいたしました。当社は、取締役会および監査役会の機能の向上に資する指摘であったと考えます。

2020年 代表取締役評価委員会での基準制定

代表取締役評価委員会の委員長として、代表取締役の業務執行に疑義を見出した場合に、同委員会の決議として退任を含む厳しい勧告をするべき旨等の規定を含む代表取締役評価委員会の基準を作成し、同委員会の実効性の向上に貢献しました。

[ご参考]

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の背景

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけ、これまで任意の指名・報酬諮問委員会の設置や、社外取締役比率3分の1以上の選任等、ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。

また、サステナビリティ経営に対する社会的関心の急速な高まり、変化の速いハイテク業界における事業環境の変化に迅速に対応するためには、業務執行の機動性が重要であると考えています。

こうした状況において、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応えると共に、中 長期的な企業価値向上の実現のため、意思決定の迅速化を可能とする指名委員会等設置会社 へ移行することといたしました。

(2) 移行の目的

- ① 監督と執行の分離による取締役会の監督機能の強化
- ② 業務執行における権限・責任の明確化および機動的な経営の推進
- ③ 法定の指名委員会、報酬委員会および監査委員会による経営の透明性・客観性の向上
- ④ グローバルな視点でのガバナンス体制の構築

2. 各取締役の執行役との兼任等と所属を予定する委員会について

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役10名選任の件」が承認可決された場合の委員会構成は、次のとおりを予定しています。

候補者	氏 名	代表		指名委員会 執行役		報酬委員会		監査委員会		代表執行役 評価委員会	
番号		執行役		委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員	委員長	委員
1	関家 一馬	0			0		0				
2	吉永 晃		0								
3	田村 隆夫		0								
4	稲﨑 一郎			0		0					0
5	田村 進一				0		0				0
6	巳亦 力							0		0	
7	髙柳 忠雄								0		0
8	山口 裕正								0		0
9	時丸 和好								0		0
10	隠樹 紀子								0		0

(注)表中、社外取締役は背景をグレーで表示しております。

3. 取締役のスキル・マトリックス

当社の取締役会は、事業に伴う知識、経験、能力のバランスに配慮しつつ、イノベーションや技術に関する知見を有する社外取締役を加え、さらにダイバーシティの観点からも適切と思われる人員で構成することを基本的な考えとしております。

また、各取締役の知識、経験に加え、DISCO VISION 2030に掲げる「全企業活動を通じサステナブルな社会の実現に貢献する企業となっている」などの重要な経営戦略に照らし、必要となるスキルを加え、特定しております。

なお、このスキル・マトリックスは、外部環境や当社の状況を踏まえ、適宜見直しを行って まいります。

候補者	氏 名	ジェン男性	ンダー	経営	当社事業/ 業界経験・ 知識	イノベーション/ 技術	財務・会計	法務/ リスク管理	ESG (環境・社会・ ガバナンス)
1	関家 一馬	0		0	0	0	0	0	0
2	吉永 晃	0		0	0	0	0	0	0
3	田村 隆夫	0		0	0		0	0	0
4	稲﨑 一郎	0			0	0			
5	田村 進一	0		0	0	0			
6	巳亦 力	0		0	0	0			
7	髙栁 忠雄	0					0	0	
8	山口 裕正	0		0			0	0	
9	時丸 和好	0					0	0	0
10	隠樹 紀子		0		0		0		0

(注)表中、社外取締役は背景をグレーで表示しております。

4. 独立性判断基準

当社では、独立社外取締役を選任しようとする場合の候補者の独立性について、以下の項目のいずれかに該当する場合に独立性を有しないものと判断します。

- (1) 当社および当社の関連会社(以下「ディスコグループ」という)の業務執行者(「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人等をいう。以下同じ)または業務執行者であった者
- (2) ディスコグループを主要な取引先とする者(「主要な取引先」とは、直近の1事業年度において、ディスコグループとの取引に関して当社の年間連結売上高の2%を超えて支払いをした者または支払いを受けた者、もしくはその取引先からの借入金額がディスコグループの総負債額の20%を超える者をいう。以下同じ)またはその業務執行者
- (3) ディスコグループの主要な取引先またはその業務執行者
- (4) ディスコグループから役員報酬以外に多額(「多額」とは、過去3事業年度における年間支払額の平均額が1,000万円を超える額をいう)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- (5) 当社の主要株主(「主要株主」とは、当社の総議決権の5%超の議決権を直接または間接に保有している者をいう)またはその業務執行者
- (6) ディスコグループが総議決権の5%超の議決権を直接または間接に保有している者またはその業務執行者
- (7) 現事業年度を含む過去10年間において上記(2)~(6)に該当していた者
- (8) 上記(1)~(7)に該当する者が重要な者(「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう)である場合には、その者の配偶者または2親等以内の親族にあたる者

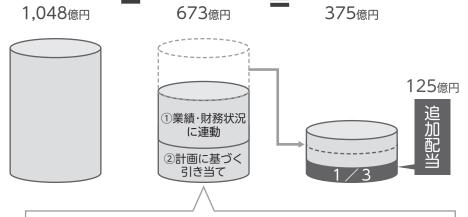
5. 追加配当の計算式

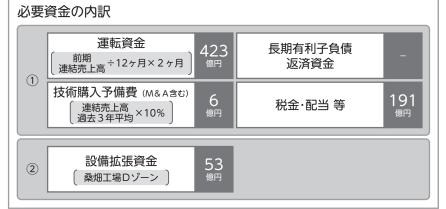
年度末現預金

追加配当:余剰資金の3分の1を目処に業績連動配当に上乗せ

余剰資金

必要資金

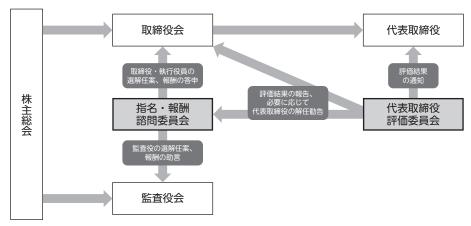




- ※ 1. 年度末現預金···年度末時点で確定済みの一部支払債務および契約負債を控除しています。
- ※2.技術購入予備費···羽田R&Dセンター取得は技術購入予備費枠を使用しています。

6. 代表取締役評価委員会

代表取締役の業務執行の適切性を評価する代表取締役評価委員会は、独立社外取締役2名および独立社外監査役4名(独立社外取締役2名は「指名・報酬諮問委員会」を兼任)の計6名で構成しています。事業年度の終了した日以降最初に到来する12月に開催される取締役会において報告できるように、前事業年度までの代表取締役のコアマネジメント施策、業績等の状況を評価し、評価結果は、代表取締役へ通知、指名・報酬諮問委員会と取締役会へ報告します。また、必要に応じて代表取締役の解任等を指名・報酬諮問委員会と取締役会へ勧告します。



なお、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、上記の代表取締役評価委員会は、その名称を「代表執行役評価委員会」として、その機能を存続させる予定です。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過および成果
 - ① 事業の状況

売上高 **2,537**億円

営業利益 **915**億円

経常利益率 36.4%

経常利益 **924**億円

親会社株主に帰属する当期純利益 662億円

ROE **24.3**%

当連結会計年度(以下、当期)の市場環境は、5G関連や自動車向けに加え、世界的な脱炭素化の加速などを背景に、ロジックICやメモリ、パワー半導体など幅広い用途で半導体需要が拡大しました。

このような市場環境のもと、顧客である半導体メーカの設備投資意欲が旺盛であることを 背景に、精密加工装置であるダイシングソー、グラインダは年度を通じて高水準の出荷とな りました。また、顧客の設備稼働率も高水準で推移したことから、消耗品である精密加工ツ ールの出荷額も好調に推移しました。

年度を通じて製品出荷が高水準で推移し、機械製品の検収も順調に進捗した結果、当期の 売上高は過去最高を大幅に更新しました。損益については、人件費や研究開発費など販売管 理費の増加はありましたが、売上高の大幅な増加および収益性の改善により、営業利益は7 割増の大幅増益となりました。 以上の結果、当期の業績は以下のとおりとなり、各利益において過去最高を大幅に更新しました。

売上高2,537億81百万円(前期比38.8%増)、営業利益915億13百万円(同72.3%増)、 営業利益率36.1%、経常利益924億49百万円(同72.4%増)、経常利益率36.4%、親会社株 主に帰属する当期純利益662億6百万円(同69.4%増)、純利益率26.1%となりました。

なお、当期時点で「4年累計経常利益率」は30.8%(前期は28.7%)となり、当社の目指すべき目標の一つである「4年累計経常利益率20%以上」を6期連続で達成しました。

② 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は456億34百万円で、その主なものは羽田R&Dセンターおよび桑畑工場A棟Dゾーンの取得であります。

なお、羽田R&Dセンターの詳細は以下のとおりです。

イ 設備投資の目的

AI・IoTや次世代通信技術のさらなる普及、自動運転技術の進展、カーボンニュートラルへのニーズなどにより、中長期的な半導体・電子部品市場の拡大が見込まれます。そのため当社技術領域への需要と研究開発テーマが増加し、製品・技術開発拠点である本社・R&Dセンター(東京都大田区大森北)は既にフルキャパシティに近い状態にありました。羽田R&Dセンターの開設で研究開発拠点全体のフロア面積は従来比で約2.2倍となり、多様な開発ニーズに柔軟に対応できる体制の構築が可能となります。

当社は、広島事業所・呉工場/桑畑工場(ともに広島県呉市)および長野事業所・茅野工場(長野県茅野市)を生産拠点とし、製品開発を主に本社・R&Dセンターにて行っています。このたびの羽田R&Dセンターの開設により、これまで生産拠点で行っていた新製品の量産に向けた検証が開発拠点で実施可能となります。また、昨今のような高需要期には本社の従業員が広島・長野へ生産支援に多数赴きますが、今後は羽田のスペースを活かし在京のまま対応できるようになります。これらの実現で、さらに安定した製品生産体制の構築を図ります。

ロ 設備投資の内容

所在地: 東京都大田区東糀谷名称: 羽田 R & D センター

建物 :全7棟(最大階数棟は11階建)

延べ床面積:約63,008.53㎡(7棟計)

投資総額 : 約280億円

③ 資金調達の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

X			分	第80期 2018.4.1~ 2019.3.31	第81期 2019.4.1~ 2020.3.31	第82期 2020.4.1~ 2021.3.31	第83期 (当連結会計年度) 2021.4.1~ 2022.3.31
売	上	高	(百万円)	147,500	141,083	182,857	253,781
経	常利	」 益	(百万円)	38,974	38,314	53,629	92,449
親会する	社株主(る当期系	こ帰属 甚利益	(百万円)	28,824	27,653	39,091	66,206
1 株	当たり	当期純	利益(円)	802.35	769.56	1,085.47	1,835.02
総	資	産	(百万円)	258,180	274,325	329,026	404,540
純	資	産	(百万円)	220,109	226,890	252,352	293,812
1 杉	*当たり	ノ純 資	産(円)	6,091.72	6,273.56	6,967.29	8,108.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2018年3月30日) 等を第81期の期首 から適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ダイ	´イチコンポーネン	<i>"</i>		百. 20	万円	% 100.0	電動機、発電機、静止形電源装 置、自動制御機器等電気機械器 具の製造および販売
株式会社ディ	´スコKKMファク	トリーズ	2	百. 190	万円	100.0	半導体部品、電子部品の製造 請負
株式会社ディ	スコマニュファクチ	ャリング	1	百. 100	万円	100.0	精密加工装置、精密加工ツール 等の当社製品の受託製造
DISCO HI-T	EC AMERICA, IN	C.	1,0	千米)00	ドル	100.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検
DISCO HI-TE	C (SINGAPORE) PT	E LTD	Ç	千S 900	ドル	100.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検
DISCO HI-T	EC EUROPE Gmb	ЭΗ	1,2	千ユ· 278		100.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検
DISCO HI-T	EC CHINA CO.,L	ΓD.	8,0	千米)00	ドル	100.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検
DISCO HI-T	EC TAIWAN CO.	,LTD.	30,0	FNT 000	ドル	100.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検
DISCO HI-TEC KOREA Corporation			· ·	百万ウ 500	ォン	90.0	当社製造の半導体製造装置等の 販売および保守点検

⁽注) 2021年5月25日に、株式会社ディスコマニュファクチャリングを設立し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

今後は、情報通信技術の進展等によりAI、IoT、自動運転技術等に関連する分野での当社の「Kiru・Kezuru・Migaku技術」の用途の拡大が見込まれます。加えて、脱炭素社会への移行を背景とした半導体需要の高まりによって、中長期的に当社製品の需要が拡大すると考えております。このような状況下においても、引き続き、当社のミッション:「高度なKiru・Kezuru・Migaku 技術によって遠い科学を身近な快適につなぐ」の実現性の向上とステークホルダーとの価値交換性の向上を軸に事業活動を行ってまいります。

① ミッションの実現性の向上

上記の中長期的な当社製品の需要を取り込むために、「高度なKiru・Kezuru・Migaku技術」を核として、単に製品を販売するのではなく、装置、消耗品、そして、装置と消耗品を組み合わせ最適な加工条件を導き出すアプリケーション技術、これら3つの技術力を背景に、顧客の加工課題に対するトータルソリューション(総合的な解決策)を提供いたします。また、トータルソリューションの迅速な提供に必要なリソースの最適化や仕組みづくりを進め、「Kiru・Kezuru・Migakuの探究ならばディスコ」と先端技術に携わる人々から認められる状態を追求してまいります。そのためには、継続的な技術開発が必要ですので、研究開発設備の投資等のための財務的・経営的基盤作りに注力してまいります。

② ステークホルダーとの価値交換性の向上

当社は、上記のミッションの実現性の向上のためには、従業員・顧客・サプライヤー・株主など、すべてのステークホルダーとの価値交換が充実し、お互いの満足感が高まる状態を継続的に目指すことが必要と考えております。そして、これらのためには、経営基盤を支えるコーポレートガバナンスのさらなる高度化が必要です。そこで、指名委員会等設置会社への移行に伴う社外取締役比率の向上や女性取締役の選任による取締役会における多様性の確保等を行い、誠実かつ良質なガバナンスの実現と継続的な向上を目指してまいります。また、当社が社会の一員としてステークホルダーとの価値交換性を高めるためには、まず、ステークホルダーに直接働きかける従業員の満足度を高めることが重要と考えております。継続的に、従業員の働きがいの向上を含めた従業員満足度向上のための諸施策に取り組んでまいります。

そして、環境の側面では、バリューチェーンにおける環境負荷の低減を目指すべく、2021 年度に新たな温室効果ガスの削減目標として、以下の中長期目標を設定いたしました。

中期目標: 「2030年度までに自社操業に関連する排出量(Scope1+2)のカーボンニュートラ

ル実現を目指す」

長期目標: 「2050年度までにサプライチェーン全体の排出量(Scope1+2+3)のカーボンニ

ュートラル実現を目指す」

上記の重要課題を含め、全企業活動を通じサステナブルな社会の実現に貢献する企業を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社21社、関連会社2社により構成されており、事業は、半導体製造装置(精密加工装置)、精密加工ツールの製造・販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等を行っております。

事	業	内	容	主	要	な	製	00
精密加工装置精密加工ツーの製造・販売	ール	ζ		(精密加工) ダイシン(レーザソ・ グライン: ポリッシ サーフェ・	グソー ー ダ	ーナ		
				グライン・	グブレート ディングォ リッシンク	「イール	,	

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

	本 社・ R&Dtンター	東京都大田区大森北二丁目13番11号
株式会社ディスコ	支 店	宮城県仙台市、大阪府大阪市、熊本県上益城郡
	工場	長野県茅野市、広島県呉市(2工場)
株式会社ダイイチコンポーネンツ	本 社	東京都大田区
株式会社ディスコ KKMファクトリーズ	本 社	東京都大田区
株式会社ディスコ マニュファクチャリング	本 社	東京都大田区
DISCO HI-TEC AMERICA, INC.	本 社	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼ
DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD	本 社	シンガポール共和国
DISCO HI-TEC EUROPE GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国バイエルン州ミュンヘン
DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.	本 社	中華人民共和国上海市
DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.	本 社	中華民国新北市
DISCO HI-TEC KOREA Corporation	本社	大韓民国 京畿道 城南市

- (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)
 - ① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	(名)	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	(名)
			4,258	(1	,378)									16	7			(6)		

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員数には、契約社員(嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員)を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
 - 3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
- ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)
2,954 (1,357)	62 (3)	37.7	11.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 臨時従業員数には、契約社員(嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員)を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

72,000,000株

② 発行済株式の総数

36,095,871株

③ 株主数

10,227名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株数	持株比率
				千株	%
日本マスタート (信託口)	ラスト信託銀行材	朱式会社		5,098	14.12
株式会社日本カス	ストディ銀行(信	言託口)		2,945	8.16
株式会社ダイイ	′チホールディ	ングス		1,998	5.53
株式会社Oc	tagon	L a b		1,854	5.13
株式会社	ダイイチ	企 業		1,848	5.12
SSBTC CLIEN	T OMNIBUS AC	CCOUNT		966	2.67
株式会社日本カス	トディ銀行(信息	託口4)		935	2.59
S TATE STREET BANK	and trust compan	Y 505223		760	2.10
THE BANK OF	NEW YORK 1	133972		750	2.07
関家	_	馬		700	1.93

⁽注) 持株比率は、自己株式(5,090株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項(2022年3月31日現在)

会社(こおけ	る地位	位		氏			名	担当および重要な兼職の状況
代表	取締	役 社	長		関	家	_	馬	技術開発本部長 株式会社ディスコマニュファクチャリング代表 取締役社長
専 務	图 取	締	役		吉	永		晃	営業本部長兼海外営業部長兼カスタマーエンジ ニアリング部長 DISCO HI-TEC AMERICA,INC.代表取締役会長 DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD代表取 締役会長 DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.董事長 DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.董事長 DISCO HI-TEC KOREA Corporation代表取締役
常務	取	締	役		⊞	村	隆	夫	サポート本部長
取	締		役	社外独立	稲	﨑	_	郎	株式会社ソディック社外取締役
取	締		役	社外独立	⊞	村	進	_	株式会社NBL研究所取締役所長
常勤	監	査	役	社外独立	e	亦		力	
常勤	監	査	役	社外独立	髙	栁	忠	雄	
監	査		役	社外独立	Ш		裕	正	新日本建設株式会社社外取締役
監	查		役	社外 独立	時	丸	和	好	

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役には、 社外 のマークを付しております。
 - 2. 株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者には、独立のマークを付しております。
 - 3. 監査役 髙柳 忠雄氏、山口 裕正氏および時丸 和好氏は、金融関係の業務に長年携わってきた経験と 識見から、財務・会計および法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

会社	会社における地位 氏		2	2	担当および重要な兼職の状況			
執	行	役	員	冏	部	直	樹	製造本部長兼茅野製造部長
執	行	役	員	関	家		薫	購買本部長

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員(リーダー含む)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であります。ただし、裁判所その他公的裁定機関による確定判決等により認定された行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

③ 取締役および監査役の報酬等

	±0.111/4/4-	報酬	報酬等の種類別の総額(百万円)							
 役員区分	報酬等 の総額	固定報酬	固定報酬業績連動報酬							
1文英区力	(百万円)	基本報酬	る ストック 賞与 合語 オプション		合計	役員の員数 (名)				
取締役 (社外取締役を除く)	560	153	61(24)	346	407	4				
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-				
社外役員										
取締役	28	28	-	-	-	2				
監査役	63	63	-	-	-	4				

- (注) 1. 取締役の員数は、2022年3月31日現在5名(うち社外取締役は2名)であります。なお、上表には、2021年6月29日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
 - 2. 使用人兼務取締役はおりません。
 - 3. ストックオプションのうち株式報酬型ストックオプションの金額を()で内書表示しております。
 - 4. 当社の監査役は全員社外役員であります。
 - 5. 取締役の報酬限度額は、基本報酬については、2001年6月28日開催の第62回定時株主総会において、年額3億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名(うち社外取締役は0名)であります。また、基本報酬および新株予約権の報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第79回定時株主総会において、賞与の限度額として年額8億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名であります。さらに、基本報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第82回定時株主総会において、新株予約権(ストックオプション)の報酬限度額として年額3億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は3名であります。
 - 6. 監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第70回定時株主総会において、年額65百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

- ④ 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針
- (イ) 報酬の目的 (報酬哲学)

当社では、報酬哲学として次の報酬原則を定めています。

- ・株主価値向上を促進するとともに、取締役が株主との利益を共有する報酬制度であること
- ・ディスコの事業戦略上の業績目標の達成を動機付ける報酬制度であること
- ・競争力ある報酬水準を提供することにより、当社の価値観であるDISCO VALUESを共有し、企業の成長に貢献する優秀な人材が共に働いていきたいと思う報酬水準であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであること

(口) 報酬水準

報酬水準については、目的の3つ目にあるとおり、同輩企業群(半導体製造装置メーカや半導体・電子部品メーカ、その他ベンチマークとなりえる優良企業群)と比較して「競争力ある、遜色のない水準」を目指しています。具体的には、外資系大手コンサルティング会社のWTW(ウイリス・タワーズワトソン)が毎年行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業群の役位別報酬の中位値程度を目安として決定しています。

(ハ) 報酬ミックス

取締役の報酬は、(i)毎月支給される基本報酬、(ii)取締役賞与、(iii)通常型ストックオプション、(iv)株式報酬型ストックオプションの4種類で構成しています。このうち、(i)のみが固定的報酬で、(ii)~(iv)は全て変動報酬(業績連動および評価連動)です。変動報酬である取締役賞与の設計上の最大値である単年連結経常利益率30%以上および4年累計連結経常利益率20%以上を達成した場合は、下図のとおり固定的報酬と変動報酬の比率は、1.0対2.4(変動報酬の内訳は取締役賞与1.8:ストックオプション0.6)になります。また、その場合の取締役賞与の内訳として利益連動賞与と個人評価賞与の比率は、4対1となります。

なお、取締役賞与は、業績評価指標に用いる単年連結経常利益率と4年累計連結経常利益率に連動するため、固定的報酬を1.0とした場合、取締役賞与の比率は0~2.7の幅で変動します。

	固定的報酬	変動報酬		
比率	1.0	2.4		
		内訳		
	毎月支給される基本報酬	取締役賞与	通常型 ストック オプション	株式報酬型 ストック オプション
	比率	1.8 利益連動:個人評価 4:1	会長・社長: 0.3 上記以外: 0.25	
		非金		

(i) 毎月支給される基本報酬

取締役に毎月支給される基本報酬は、固定的報酬であり、ベース部分の役員本給と役職・役割に応じた手当から構成され、各取締役の役職や担当に応じて予め取締役会で決議したテーブルに基づき算定しています。

(ii) 取締役當与

取締役賞与は、短期インセンティブとして位置付け、2018年3月期より「業績連動給与」を導入し、取締役に対し、取締役賞与として利益連動賞与および個人評価賞与を支給します。



I. 利益連動賞与

「単年連結経常利益率20%以上」および「4年累計連結経常利益率20%以上」、これらの事業戦略上の業績指標達成を動機付けることを目的に、上記の計算式に基づき賞与額を算出します。

【業績指標を選択した理由】

日標値としています。

- ・単年連結経常利益率20%以上 当社は、売上高等の規模を追うことなく、会社の成長を支える十分な「能力と構造」を備え ることを目指しており、その達成度を計るための指標として経常利益率を採用しています。 一般的には、「単年経常利益率10%以上」が優良企業のメルクマールとされております が、当社の企業理念である「DISCO VALUES」に掲げる「一級の企業活動」にふさわしい
- ・4年累計連結経常利益率20%以上 当社の大部分のお客様が所属する半導体業界では業界特有の需給バランスにより市況が変動 するシリコンサイクルと呼ばれる景気変動の波があります。これにより、単年の成果よりも 的確に会社の成長を計ることができると考え、この4年累計連結経常利益率を重要業績指標 と位置づけています。

取締役賞与に係る業績指標実績値推移

(小数第二位以下切捨て)

	大学の大学により										
区 分	第81期 2019.4.1~2020.3.31	第82期 2020.4.1~2021.3.31	第83期 (当連結会計年度) 2021.4.1~2022.3.31								
単年連結経常利益率	27.1%	29.3%	36.4%								
4年累計連結経常利益率	27.4%	28.7%	30.8%								

留意事項)

- ・本利益連動賞与は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与であり、支給対象は同号に規定する業務執行役員である取締役です。社外取締役および監査役は含まれません。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標」は、単年連結経常利益率および4年累計連結経常利益率とします。
- ・支給する利益連動賞与の支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は2億1千万円を限度とします。

表 1 利益連動賞与役位別基準額*1

							(
取締役役位	基準額		代表権加算額		COO加算額		CEO加算額 ^{※2}
会 長	百万円 18		百万円		百万円		百万円
社 長	17						
副社長	14	+	2	+	3	+	2
専 務	12						
常務	9						
取締役	7						

*2:CEO加算額は、CEOとCOOを兼務する場合には加算しません。

表 2 個人評価賞与役位別基準額*1

取締役役位	基準額
会 長	百万円 23
社長	22
副社長	18
専 務	15
常務	12
取締役	9

一		
	代表権加算額	
	百万円	
	2	
+	_	



(百万円未満切捨て)

(百万円未満切捨て)

	(日万円木油切捨()
	CEO加算額 ^{※2}
	百万円
_	2

表 3 単年指標係数

単年連結経常利益率*3	単年指標係数
5%未満	0
5%以上30%未満	0.5~3.0未満*4
30%以上	3.0

*3: 単年連結経常利益率=単年連結経常利益÷連結売上高

*4: 単年連結経常利益率×0.1

表 4 累計指標係数

4年累計連結経常利益率**5	累計指標係数
20%未満	1.0
20%以上	1.5

^{*5:4}年累計連結経常利益率=直近4年間の連結経常利益累計額÷直近4年間の連結売上高累計額

Ⅱ. 個人評価賞与

表2の個人評価賞与役位別基準額に基づいて、個人の定性評価と会社の業績から導かれる係数に応じて、前記の取締役賞与の計算式により賞与額を算出します。業績評価指標のみを 基準とする利益連動賞与とは異なり、個人評価賞与は、各取締役に係る7段階の定性評価も 併せて報酬額の算定基準とします。

留意事項)

- ・定性評価が下位3段階の場合は、個人評価賞与は支給しません。
- ・業績不振の場合は、個人評価賞与は支給しません。(単年連結経常利益率5%未満を目処)
- ・個人評価賞与の総支給額は1億8千万円を限度とします。

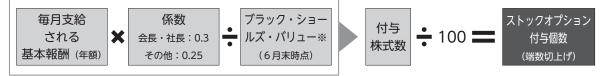
(ⅱ) 通常型ストックオプション

通常型ストックオプションは、中期インセンティブとして位置付け、役位ごとに基準額を 設定し、権利付与の2年後から6年間権利行使可能としています。

(iv) 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、従来の役員退職慰労金に代わるもの(役員退職慰労金制度は2004年6月に廃止)で、長期インセンティブとして位置付け、退任した後に限り権利行使可能(ただし、付与日から20年間)としています。

なお、通常型ストックオプション・株式報酬型ストックオプションともに、各取締役への 付与個数は以下の計算式に基づいて算定されます。



※オプション評価理論に基づき算出される新株予約権の発行時点における新株予約権の公正なオプション価値

二 社外取締役報酬

社外取締役の報酬については、その職責に照らし独立性を確保するため、業績との連動は行わず、固定的月額報酬のみを支給しています。固定的月額報酬は、各取締役の役職や担当に応じて取締役会で決議しています。

(ホ) 監査役報酬

監査役報酬については、指名・報酬諮問委員会の助言を経て、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保から業績との連動は行わず、固定的月額報酬のみを支給しています。

(へ) 指名・報酬諮問委員会

(a) 指名・報酬諮問委員会の位置付け

コーポレート・ガバナンスに関する施策の一つとして、2015年6月に取締役・執行役員の各候補者の選解任案および報酬に関する委員会として指名・報酬諮問委員会を設置しました。位置付けとして、取締役会へ答申を行う諮問機関であり、2021年度の指名・報酬諮問委員会は、5回開催しました。

委員会の活動の詳細は、以下のとおりです。

開催年月	審議・決議内容
2021年4月	・取締役・執行役員の選任案の審議 ・2021年度取締役・執行役員の個人評価、2021年度(2021年6月支給)取締役・ 執行役員賞与の個人別支給額案および2022年度算定方法・限度額案の審議 ・2021年7月からの取締役・執行役員個別月額報酬案の審議 ・次期指名・報酬諮問委員会メンバー選任案の審議 ・2021年7月からの取締役を退任した顧問の就任案および報酬額案の審議 ・2021年7月からの監査役報酬案への助言
2021年7月	・取締役および執行役員に付与する予定の株式報酬型ストックオプションの個人別付与個数の審議 ・取締役および執行役員に付与する通常型ストックオプションの個人別付与個数の審議
2021年11月	・外資系大手コンサルティング会社のWTW(ウイリス・タワーズワトソン)からの経営者報酬環境の最新状況説明および他社報酬水準比較 ・「指名・報酬諮問委員会規程」改定 ・指名・報酬諮問委員会委員長の交代案の審議 ・指名・報酬諮問委員会委員の退任報告
2021年12月	・代表取締役評価委員会からの代表取締役評価結果報告
2022年3月	・社外取締役選任案の審議

(b) 構成メンバー

委員会は、社長および独立社外取締役2名の計3名で構成し、独立社外監査役1名がオブザーバーとして参加しています。メンバーの過半数が独立社外取締役であり、さらに委員長は独立社外取締役が務めています。

委員の選任は指名・報酬諮問委員会において候補者を検討後、取締役会へ答申し、取締役会で選任決議しています。

(c) 権限と責任

指名・報酬諮問委員会は、役員報酬の方針・報酬戦略の策定、役員報酬制度・具体的算定方法の検討、毎月支給される基本報酬および賞与の個人別支給額、通常型ストックオプション・株式報酬型ストックオプションの個人別付与数等について検討し、取締役・執行役員に関する事項は取締役会に答申、監査役に関する事項は監査役会に助言しています。また、役員報酬規制や役員報酬を取り巻く環境の変化を踏まえ、役員報酬制度について常に見直すとともに、毎年、同輩企業群の報酬水準との比較による報酬水準の確認、法改正を含む報酬環境の確認さらに今後の課題について、外資系コンサルティング会社のWTW(ウイリス・タワーズワトソン)が委員会に参加し、議論を行っています。

(d) 報酬決定方法の透明性・客観性を高めるため、取締役会で定めた取締役報酬規程と指名・報酬諮問委員会規程、そして監査役会で定めた監査役報酬規程に上記各事項を定めております。

また、指名・報酬諮問委員会が開かれる都度、議事録を作成しています。

(ト) 報酬等決定のプロセス

役員報酬の方針・報酬戦略、役員報酬制度、具体的算定方法、毎月支給される基本報酬および賞与の個人別支給額、通常型ストックオプション・株式報酬型ストックオプションの個人別付与数等に関しては、上記のとおり指名・報酬諮問委員会において検討後、取締役会に答申され、その答申内容を踏まえ取締役会で決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の 決定方法および決議された報酬等の内容が当社の役員報酬の方針と整合していることや、指 名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿う ものであると判断しています。

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 取締役 稲崎 一郎氏は、株式会社ソディックの社外取締役であります。当社と兼職先との 間には特別な関係はありません。

取締役田村進一氏は、株式会社NBL研究所の取締役所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役 山口 裕正氏は、新日本建設株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(口) 当事業年	- 度における主な活動状況
	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 稲 崎 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、当社の事業分野における専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言や提言を行っております。同取締役は、指名・報酬諮問委員会および代表取締役評価委員会の委員であり、当事業年度に開催された両委員会にそれぞれ5回全てに、7回全てに出席しております。
取締役 田 村 進 一	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、当社の事業分野における専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言や提言を行っております。同取締役は、指名・報酬諮問委員会および代表取締役評価委員会の委員であり、当事業年度に開催された両委員会にそれぞれ5回全てに、7回全てに出席しております。
常勤監査役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要に応じ適宜発言や助言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等を行っております。同監査役は、代表取締役評価委員会の委員長であり、当事業年度に開催された委員会7回全てに出席しております。
常勤監査役高物忠雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要に応じ適宜発言や助言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等を行っております。同監査役は、代表取締役評価委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会7回全てに出席しております。
監査役 山 口 裕 正	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要に応じ発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等を行っております。同監査役は、代表取締役評価委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会7回全てに出席しております。
監査役 時 丸 和 好	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要に応じ発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議等を行っております。同監査役は、代表取締役評価委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会7回全てに出席しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	38

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社の重要な連結子会社であるDISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.、DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームの監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針 該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元重視の姿勢を明確にするため、配当政策は業績連動型で「連結半期純利益の25%」としております。

ただし、利益水準にかかわらず、安定配当として半期10円(年20円)の配当金を維持いた します。

また、年度末時点で、赤字の場合を除き、配当および法人税等支払い後の現預金残高が技術 資源購入資金(技術特許購入、ベンチャーへの出資等)および設備拡張資金、有利子負債返済 資金等の予定必要資金額を超過した場合は、余剰資金の3分の1を目処に配当として上乗せい たします。(P30参考情報ご参照)なお、3期連続で連結純利益が赤字になる場合は、上記 安定配当の年20円を見直しする可能性があります。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
 - 2. 売上高などの記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	244,933	流動負債	109,851
現 金 及 び 預 金	125,771	支払手形及び買掛金	8,048
受 取 手 形	1,961	電子記録債務	20,902
売 掛 金	36,728	未払法人税等	19,946
商品及び製品	21,755	契約負債	27,622
 	18,997	賞 与 引 当 金役 員 賞 与 引 当 金	23,315 142
原材料及び貯蔵品	27,725	を 見 見 チ り ヨ 並 製 品 保 証 引 当 金	942
************************************	12,093	そ の 他	8,930
貸倒引当金	^2,093 △98	固定負債	876
	159,606	資産除去債務	565
		そ の 他	310
有形固定資産	144,427	 負 債 合 計	110,728
建物及び構築物	94,868	純 資 産	の部
機械装置及び運搬具	12,028	株 主 資 本	287,648
工具、器具及び備品	903	資 本 金	21,608
土 地	26,554	資 本 剰 余 金	23,596
建設仮勘定	10,073	利 益 剰 余 金	242,475
無 形 固 定 資 産	256	自 己 株 式	△32
投資その他の資産	14,922	その他の包括利益累計額	5,009
投資有価証券	2,608	その他有価証券評価差額金	269
操 延 税 金 資 産	8,367	為替換算調整勘定	4,765
退職給付に係る資産	982	退職給付に係る調整累計額	△25
そ の 他	2,973	新株予約権	884 269
貸倒引当金	≥,575 △10	非支配株主持分 純資産合計	293,812
資産合計	404,540	負債純資産合計	404,540

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		エリ							1			(早位・日月円)
-		科									金	額 252.701
売				上	_			高				253,781
売			上		原			価				99,769
	売		上		総			利		益		154,011
販	売	費	及 で	ブ —	般	管	理	費				62,498
	営			業			利			益		91,513
営		業		外	J	収		益				
	受			取			利			息	49	
	持	分	法	に	ょ	る	投	資	利	益	461	
	受		取		賃			貸		料	110	
	助		成	;	金			収		入	1,262	
1	そ				σ)				他	237	2,120
営		業		外		費		用				
	為			替			差			損	1,073	
	減		価		償			却		費	46	
	そ				σ					他	65	1,185
	経			常			利			益		92,449
特	-,-		別	. , , ,	利			益				2_,
'	固		定	資	· <i>5</i> 産		売		却	益	6	
	投	資					券	売	却	益	0	6
特	10		別	100	損			失	24-			
'"	古	ī		資	産	除	륫		却	損	80	
	投	~ 資		-			ゲ 券	評	価	損	0	
	特	چر	別		退		,,	職	ıш	金	123	204
1		金	等調			当	期	純純	,利	益	123	92,251
1	元 · ·	<u>w</u> -		住			が えて			税	28,251	92,231
	去った	人力		税	等	/L /	調調		₽ 未 整	額	△2,253	25,997
	左 当	人	期	1元	純				É	益	△∠,∠⊃ɔ	
1		- ж ¬				_ -		利	4 式 エロ			66,253
ł			株主				る 当		純利			47
¥	見 会		株主	にり		<u>ਰ</u> /		期	純利		++	66,206

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	 部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	202,650	流 動 負 債	96,600
現 金 及 び 預 金	100,502	支 払 手 形	134
受 取 手 形	1,273	電子記録債務	20,693
売 掛 金	24,654	買 掛 金	7,653
商品及び製品	18,602	未 払 金	5,608
│ 仕 掛 品 │	18,829	未 払 費 用	1,125
原材料及び貯蔵品	27,528	未払法人税等	17,570
その他	11,263	契 約 負 債	23,950
貸 倒 引 当 金	△3	賞 与 引 当 金	18,176
固定資産	147,194	役員賞与引当金	142
有 形 固 定 資 産	131,938	製品保証引当金	439
建物	86,078	その他	1,104
構築物	1,409	固定負債	327
機械及び装置	8,161	資産除去債務	193
船船	0	その他	134
車両運搬具	47	負債合計	96,927
工具、器具及び備品	616		の 部
土 地	25,746	株主資本	252,032
建設仮勘定	9,878	資本 素金	21,608 23,596
無形固定資産	192	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22,690
特 許 権	8	その他資本剰余金	22,090 906
ソフトウェア	152	利益剰余金	206,860
その他	31	利益準備金	594
投資その他の資産	15,063	その他利益剰余金	206,265
投資有価証券	29	固定資産圧縮積立金	679
関係会社株式	1,691	別途積立金	16,970
関係会社出資金	1,271	繰越利益剰余金	188,616
前払年金費用	1,016	自己株式	△32
操延税金資産	8,484	新株予約権	884
その他	2,570	純資産合計	252,917
資 産 合 計	349,845	負債純資産合計	349,845

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

		科						金	額
売			上		高				210,583
売		上	_	原	価				93,409
	売		上	総	利		益		117,174
販	売	費及	とび-	一 般 管	理費				47,261
	営		業		利		益		69,912
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	6	
	受		取	配	当		金	9,292	
	為		替		差		益	1,960	
	助		成	金	収		入	1,037	
	そ			\mathcal{O}			他	364	12,660
営		業	外	費	用				
	減		価	償	却		費	41	
	そ			\mathcal{O}			他	35	76
	経		常		利		益		82,496
特		別	IJ	利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	4	
	投	資	有(笛 証	券 売	却	益	0	4
特		別		損	失				
	古	定	資	産 防			損	68	
	投	資		面 証	券 評		損	0	
	特		別	退	職		金	122	190
	兑	31	前	当 期	純	利	益		82,309
	去人	、 税	、住				税	23,344	
	去	人	税	等	調	整	額	△2,220	21,123
<u></u>	<u> </u>		期	純	利		益		61,185

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ディスコ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝 指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明業 務 執 行 社 員 公認会計士 関 根 義 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディスコの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社ディスコ取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 関根 義明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディスコの2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につい て電話会議等で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査実施計画等に従い、コロナ禍の中、従来の監査の方法が制限されましたが、オンライン会議や電話会議等を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、営業戦略会議、海外現地法人会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・事業所・工場に関して、業務及び財産の状況を、リモート監査及びリモート立ち会いで、調査し実施しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についてリモート会議で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、海外現地法人を含め必要に応じてリモート監査により業務及び財産の状況の調査を行ったほか、子会社の取締役会・経営会議等に出席、また、子会社の代表取締役等から業績、重要プロジェクトその他会社の状況・課題につき説明を受けました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてリモート会議で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である 旨の報告を、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

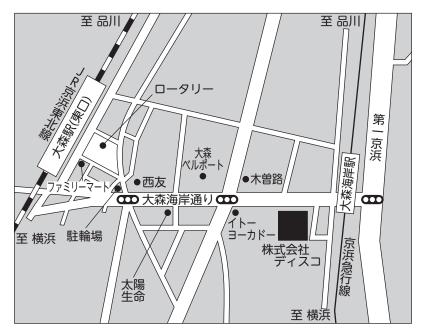
2022年5月17日

株式会社ディスコ 監査役会

常勤	計監査	查役(社外監査役)	\Box	亦		カ	(ED)
常勤	加監証	查役(社外監査役)	髙	栁	忠	雄	
監	査	役(社外監査役)	Ш		裕	正	
監	査	役(社外監査役)	時	丸	和	好	

以上

株主総会会場ご案内図



場 所東京都大田区大森北二丁目13番11号

株式会社ディスコ 本社・R&Dセンター

電 話 03-4590-1111

交通のご案内 J R 京浜東北線 大森駅 東口 から徒歩10分 京浜急行線 大森海岸駅 から徒歩2分

- ・ご来場の際は電車等をご利用下さい。
- ・株主総会当日はお土産のご用意はございません。

開催日時

2022年6月29日(水)午前10時

受付開始時刻は午前9時とさせていただきます。







ユニバーサルデザイン (UD) の 考えに基づいた見やすいデザイン の文字を採用しています。